■4月の無料相談

※祝日は除きます

相談名		B	時	場	所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談		毎週火曜日	13:30~16:30			法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制
市民相談		月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)		要望、苦情、意見など (担当職員)
司法書士相談		13日(水)	13:30~15:30			相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法 律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談		21日(木)	13:30~16:30			相続や契約(賃貸・売買・雇用・介護)などに関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談		8日(金)	13:30~16:30	広報広聴課		労働・社会保険関係、労使トラブルなど (社会保険労務士) ※予約優先(全029-350-4864)
土地家屋調査士相談		6日(水)	13:30~15:30	広報広聴課		土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(全029-259-7400)
行政相談		20日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	(☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと (行政相談委員)
税務相談		5日·12日(火)、20日(水)	13:00~15:00	税理士会土浦支部	3 (☎824-5055)	税に関すること (税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談 消費生活相談		毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会	(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
		月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター	(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談		月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課	(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談		月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援セン	ター"さくらんぼ" (☎ 823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談		月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センタ-	ーほか (☎ 822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談		火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (ウララ2 8階	☎ 823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談		月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室	(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談		月~金曜日 (第1·3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地	京交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)
人権相談		月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局	(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
結婚相談		7日·21日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステー	ション"ほっとOne" (☎ 879-8815)	結婚相談 (県マリッジサポーター)
生活相談		毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館	(☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談		19日(火)	10:00~12:00			ひきこもりについての困りごと (専門医)※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)		15日(金)	14:00~16:00	土浦保健所	(2 821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) ※予約制。1日2件まで。
精神保健相談(老人精神)		5日(火)	14:30~16:30			(桐种村医師)
女性のため	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画セン	/ター	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど
		9日(土)	10:00~14:40	(☎827-1107)		(専門の女性カウンセラー) ※予約制
の一般相談		8日·22日(金)	13:00~16:00	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

もうすぐ"電力小売全面自由化"が始まります! 消費生活センターから

問☎823-3928

まざまな勧誘が行われています。

《事例①》

知らない電力会社から「電気料金を安くできる」と電 話があったが、本当か。

《事例②》

すれば儲かると電話があった。

《事例③》

電力会社を名乗る業者から電話で「自由化にともな い、契約してくれれば電気代が安くなる」と言われた。 室内で設備の点検が必要と言われ心配だ。

《アドバイス①》

「料金が必ず安くなる」と勧誘された際には、どのよ:報収集し、よく検討することが大切です。 うな条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス:

4月から始まる電力の小売全面自由化に便乗したさ:契約が付けられていないか、長期間の契約になってい ないか、解約する時に違約金がかからないかなど十分 確認しましょう。

:《アドバイス②》

電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの 契約をはじめ、プロパンガスや蓄電池の勧誘がおこな 電力自由化前に太陽光発電システムを設置し、充電・われています。電力の小売自由化と直接関係のない契 約については、必要かどうかよく考えましょう。

《アドバイス③》

電力会社を変える際、必要なのはメーターの交換の みです。他の商品やサービスの勧誘には注意しましょ

電力会社を選ぶには、制度や条件などをしっかり情

困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。